

子育て子育て総合支援館における 放課後児童健全育成事業使用料減免取扱基準

1 対象者

市長は、利用児童（春日井市子育て子育て総合支援館条例（以下「条例」という。）第5条第1項に定める利用児童をいう。）の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、放課後児童健全育成事業の使用料（条例第8条第1項に定める使用料をいう。以下同じ。）を減免することができるものとする。

ア 生活保護法第24条の規定に基づく保護（以下「生活保護」という。）が認められているとき。

イ 学校教育法第19条の規定に基づく援助（以下「就学援助」という。）が認められているとき。

ウ その他特に市長が必要と認めるとき。

2 減免

(1) 使用料の減免は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

ア 前項第1号アに該当する場合

減免申請日の属する月から当該月の属する年度の3月（期間を定めて利用を許可した場合は、当該期間の末日の属する月）まで使用料を全額免除する。

イ 前項第1号イに該当する場合

就学援助費の支給を開始する日の属する月から当該月の属する年度の3月（期間を定めて利用を許可した場合は、当該期間の末日の属する月）まで使用料を全額免除する。

ウ 前項第1号ウに該当する場合

市長が特に必要と認める期間、必要と認める使用料を免除する。

(2) 前号イの規定にかかわらず、春日井市子育て子育て総合支援館条例施行規則（以下「規則」という。）第12条第1項に定める子育て子育て総合支援館使用料減免申請書（以下「減免申請書」という。）が就学援助の認定通知のあった日の属する月の翌月後に提出されたときは、当該減免申請書が提出された日の属する月から減免するものとする。

3 手続き

減免を受けようとする利用児童の保護者は、減免申請書に第1項第1号アに該当する場合にあっては生活保護受給証明書の写しを、第1項第1号イに該当する場合にあっては就学援助費認定通知書の写しを、同号ウに該当する場合にあっては減免を受けようとする理由を証する書類を添えて市長に提出するものとする。

4 承認

市長は、減免の申請があったときは、これを審査してその可否を決定し、規則第12条2項に定める子育て子育て総合支援館使用料減免承認通知書又は子育て子育て総合支援館使用料減免不承認通知書により通知するものとする。

5 取消し

- (1) 減免の承認を受けた保護者は、生活保護及び就学援助の取消しその他の減免を受けた理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。
- (2) 市長は、前号の申告があった場合その他減免を受ける理由が消滅したと認める場合は、減免を取り消すものとする。

6 雑則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年12月1日から施行する。